

バス管制システムの運用に関する協定書（案）

国、市、国と特定事業契約を締結する事業者（以下「SPC（国）」という。）及び市と実施契約を締結する事業者（以下「SPC（市）」という。）は、バス管制システムについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において用いる語句は、本文中において特に明示するもの又は文脈上別異に解すべきものを除き、特定事業契約及び実施契約において定める意義を有する。

（総則）

第1条 本協定は、特定事業契約及び実施契約に基づき、SPC（国）及びSPC（市）が新バスターミナル（Ⅰ期）と三宮バスターミナルを一体的に運用することを目的として整備する、バス管制システムの運用に関して必要な事項を定める。

（バス管制システムの運用）

第2条 国は、本施設（国）の一部であるバス管制システム（以下「バス管制システム」という。）について、特定事業契約に基づき、同契約の規定に従い、SPC（国）に対して、運営権（国）を設定する。

2 SPC（国）は、運営権（国）に基づき、市に対し、バス管制システムの運用を許諾する。また、国は、当該運用許諾に同意する。

3 市は、SPC（市）に対して、バス管制システムの運用を再許諾するものとする。また、国及びSPC（国）は、当該運用再許諾に同意する。

4 SPC（市）は新バスターミナル（Ⅰ期）と三宮バスターミナルを一体的に運用することを目的としてバス管制システムを運用するものとし、その他の目的のために運用してはならない。

（運営及び保守等）

第3条 本協定の当事者は、三宮バスターミナルにおいて運用するバス管制システムの運営及び保守等について、SPC（市）が自らの責任及び費用において実施することについて合意する。

（システム運用費）

第4条 市は、バス管制システムの運用費（以下「システム運用費」という。）について、市による該当期間における履行状況の確認後、SPC（国）から当該期間に生じたシステム運用費にかかる適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 市は、本協定の有効期間中、システム運用費の支払いの義務が生じる。

3 市は、各年度の4月1日を起算日とし、SPC（国）に対し、年度毎にシステム運用費を

支払う。

4 システム運用費は年額¥●●円（消費税別）とする。ただし、運用期間が1年を満たさない場合は、年額¥●●円（消費税別）を365日（閏年は366日）で除した額に運用期間を乗じた金額とする。

5 SPC（市）のバス管制システムの運用費は、無償とする。

（紛争等の処理）

第5条 バス管制システムの運営に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、SPC（国）及びSPC（市）の責任と負担において解決するものとする。

（転貸等の禁止）

第6条 本協定書の当事者は、本協定によって取得した権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本協定の当事者全員から書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、運営・維持管理期間と同一の期間とする。

（本協定の解除）

第8条 国及び市は前条に定める本協定の有効期間中であっても、特定事業契約又は実施契約を解除した場合は、SPC（国）及びSPC（市）に対して書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

2 前項に従って本協定が解除された場合において、未払いのシステム運用費がある場合には、市は、第4条第4項により計算した金額を解除時から速やかに支払う。

3 SPC（国）及びSPC（市）は、前項に定める支払以外には、損害賠償請求そのほかいかなる名目によっても本協定の他の当事者に対して支払いを請求することはできない。

（疑義の解釈等）

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、特定事業契約または実施契約書の規定によるものとする。

2 前項に該当しない事項について疑義が生じた場合は、その都度、国、市、SPC（国）及びSPC（市）が協議を行い定めるものとする。

本協定を証するため、本書4通を作成し、国、市並びにSPC（国）及びSPC（市）がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年●月●日

(国)

住所 大阪府大阪市中央区大手前 3 - 1 - 4
大手前合同庁舎

氏名 支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 【氏名】

(市)

住所 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1
氏名 神戸市長 久元 喜造

(SPC (国))

(SPC (市))